30 練福支 第778号

平成30年８月15日

介護サービス事業者　各位

練馬区高齢施策担当部

高齢者支援課長　今井　薫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

**平成30年度第Ⅱ期東京都主任介護支援専門員研修（新規）における**

**練馬区推薦基準等について**

日頃より練馬区の高齢者福祉施策にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

東京都福祉保健局より、平成30年８月16日付30福保高介第982号「平成30年度第Ⅱ期東京都主任介護支援専門員研修の実施について」（以下「通知」という。）が一斉発送されました。

練馬区では、「東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱」および「練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱」に規定する推薦要件を満たした方について、受講者の推薦を行います。

研修の受講を希望される方は、下記を十分にご確認のうえお申込み下さい。

記

**１　東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱より抜粋**

３ 対象者

原則として、東京都介護支援専門員資格登録簿に登録されており、次の(1)

から(4)までに規定する要件（以下「受講要件」という。）を満たす者のうち、

都が受講者として適切であると認めた者とする。

(1)勤務要件

研修申込日の属する月の初日において、都内の事業所で、常勤専従の介護

支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として配置され、勤務してい

ること。ただし、介護事業者等の管理者と介護支援専門員の業務は「常勤専

従」とみなすものとする。

(2)研修要件

東京都介護支援専門員更新研修事業実施要綱に基づき実施される更新研

修課程又は東京都介護支援専門員現任研修事業実施要綱に基づき実施され

る専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了した者であること。

ただし、介護保険法第69条の８第２項の規定に基づき他の道府県知事が

厚生労働省令で定めるところにより行う研修又はその過程に相当するもの

として道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修を修

了した者は、都が実施する上記更新研修又は専門研修をそれぞれ修了したも

のとみなす。

(3)実務経験要件

研修申込日の属する月の初日にて、以下のア又はイのいずれかに該当する

こと。ただし、介護事業者等の管理者と介護支援専門員の業務は「常勤専従」

とみなすものとする。

ア　常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０

か月）以上である者。

イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」

(平成14年４月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に

基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケア

マネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の

介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（36か月）以上であ

る者。

(4)区市町村推薦要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できており、以下のア

からウまでのいずれかに該当し、本研修修了後、地域の中核となって活躍し

うる高い能力及び意欲がある介護支援専門員として、区市町村から推薦を受

けること。

ア　介護保険法施行規則第140条の66第１号イ（3）に規定する主任介護

支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されて

いる者。

イ　質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、

支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向

上に資することが期待される者。

⇒ 練馬区では、「練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱」に基づき推薦を行います。

　　 ウ　居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置さ

れている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思が

ある者。

**２　練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱より抜粋**

（受講希望者の推薦）

第２条

当該研修の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）で、東京都

主任介護支援専門員研修事業実施要綱に定める受講要件のうち、勤務要件、

研修要件および実務経験要件を満たした者（介護保険法施行規則に規定され

た主任介護支援専門員に準ずるものとして地域包括支援センターに配属さ

れている者を除く。）の中から、次条および第４条に定める基準に該当した上

で、つぎに掲げる資質を有する者として区長が認めた者を東京都へ推薦する。

(1)地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切

な指導および助言を行うことができる者

(2)地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情

報の収集および発信ならびに事業所および職種間の調整を行うことができ

る者

(3)事業所における適正な人事・経営管理ができ、かつ、利用者の視点にた

ってフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改

善していくような提案を行うことができる者

　（受講希望者の所属する事業所の要件）

第３条

　　受講希望者の所属する事業所等について、区や東京都が実施する実地指導

等の結果に特に問題がないこと、および当該指導等が終結していること。

２ 前年度に区が実施した集団指導に参加していること。

（受講希望者の推薦基準）

第４条

受講希望者は、つぎの各号に掲げる要件を全て満たしていること。

1. 当該研修の実施主体である東京都が定める時点において、区内の事業所

に勤務し、かつ区内において常勤の介護支援専門員として実務に従事した

期間が通算して２年（24か月）以上あること。

1. 地域包括支援センターまたは関係機関と連携し、虐待など困難事例等の

ケアマネジメントを担当したことがあること。

1. 地域包括支援センターまたは関係機関が主催する研修会、事例検討会も

しくはネットワークづくりを目的とした地域連携会議や情報交換会に積

極的に参加していること。

【該当する会議の例】

以下の①～③において、世話人等として介護支援専門員向けの研修等を

企画・実施すること。

1. 地域包括支援センターが実施した地域ケア個別会議、地域ケアセンター会議、地域ケア予防会議、地域ケア圏域会議
2. 各圏域において介護支援専門員の団体と地域包括支援センター等の協働により実施した介護支援専門員向けの活動

・練馬圏域　「けあまねりま」：高齢者支援課地域包括支援係（平成

29年度まで練馬高齢者相談センター）

・光が丘圏域　「けあまねひろば☆ひかり」：光が丘地域包括支援セ

ンター（平成29年度まで光が丘高齢者相談センター）

・石神井圏域　「石神井主任介護支援専門員連絡会（平成30年度か

ら「ケアマネ石神井」と名称変更）」：石神井地域包括支援センタ

ー（平成29年度まで石神井高齢者相談センター）

・大泉圏域　「大泉ほっと・ケアマネット」：大泉地域包括支援セン

ター（平成29年度まで大泉高齢者相談センター）

1. 練馬区、練馬介護人材育成・研修センター、練馬区ケアマネジャー

　連絡会、練馬区介護サービス事業者連絡協議会が実施した研修会

※　自法人内・事業所内の自主的な研修は該当しません。

(4)当該研修終了後、１年間は引き続き区内で介護支援専門員として実務

に従事する予定があること。

２ 前項に規定する要件を満たしたうえで、つぎの各号のいずれかの要件に

該当していること。

1. 地域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上および地域ネッ

トワークの構築を目的とした勉強会や研修、事例検討会等を過去１年間

の間に複数回以上企画または実施していること。

(2)東京都内の在宅介護支援センターまたは地域包括支援センターにおい

て、２年以上相談業務を勤めた経験があること、または現に相談業務を

勤めていること。

３ 前２項に定める推薦基準に該当する者は、別紙に定めるとおり、受講生

推薦依頼書および同意書によりその該当要件を明示するとともにその根拠

となる書類を提出するものとする。

　（当該研修終了後の協力）

第６条

　　 受講希望者および当該受講希望者が当該研修終了後に勤務をする事業所

は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護

支援専門員として名簿登録された場合は、つぎに掲げる事項について協力

することとし、別表に定める受講生推薦依頼書および同意書を提出するも

のとする。

　　(1)区市町村が行う事業に派遣依頼があった場合には協力をすること。

(2)地域包括支援センターからの支援困難事例の受け入れに積極的に取り

組むこと。

(3)当該事業所のみならず区全体のケアマネジメントの質の向上、地域ネッ

トワークの構築に資するため、介護支援専門員に対する指導・助言などの

役割を積極的に担うこと。

**３　申込書の提出上のご注意**

所属している法人（または事業所の管理者）に、提出される申込書および

書類一式を管理者に確認していただいたうえ、申込書に管理者の署名および

押印をお願いいたします。

**４　練馬区公式ホームページへの掲載**

　　平成30年８月16日中に、次の書類等を練馬区の公式ホームページに掲載いたしますので、必ずご確認ください。

1. 平成30年度第Ⅱ期東京都主任介護支援専門員研修（新規）における練馬

区推薦基準等について

(2)東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱

(3)練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱

(4)練馬区 推薦用提出書類一覧　別表

　　(5)各種証明書等の練馬区様式

　　(6)東京都福祉保健局から発送された「平成30年度東京都主任介護支援専門員研修の実施について」等

　　※練馬区公式ホームページの掲載場所

　　「暮らしのガイド」　→　お知らせ一覧（事業者向け）→

　　「平成30年度　第Ⅱ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について」

※様式等について

以下の(1)～(3)は、練馬区公式ホームページに掲載してある練馬区主任介

護支援専門員研修推薦要綱の様式を使用してください。

(1)地域連携活動等実施報告書：第１号様式（第４条関係）

(2)在宅介護支援センター・地域包括支援センター実務従事者証明書：第２

号様式（第４条関係）

(3)受講生推薦依頼書および同意書：第３号様式（第４条関係）

**５　練馬区への提出書類**

(1) 平成30年度　東京都主任介護支援専門員研修　受講申込書

(2) 平成30年度　東京都主任介護支援専門員研修　受講申込書　別紙

（届出様式　主－２）

(3)平成30年度　東京都主任介護支援専門員研修　実務経験証明書総括表

（届出様式　主－３　総括表）

(4)平成30年度　東京都主任介護支援専門員研修　実務経験証明書

（届出様式　主－３）

(5) 介護支援専門員証の写し

(6)「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写し

※現在の勤務先において、職員が変更になった際に、提出した当該月の

もの。

(7) 研修修了証明書の写し

(8) 在宅介護支援センター・地域包括支援センター実務従事証明書

　　（練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱　第４条第２項第２号該当者）

　　第２号様式(第４条関係)

(9) 受講生推薦依頼書および同意書

　　（練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱　第４条第３項関係）

　　第３号様式（第４条関係）

(10) 虐待など困難事例等を対応した記録。

（練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱に基づく提出書類）

・地域包括支援センター　⇒　「介護予防支援経過記録」（Ｅ表）

　 　 ・居宅介護支援事業所　　⇒　「居宅介護支援経過記録」（第５表）

※１式とは、困難事例等が解決に至った経過が記録されたものを指す。

※経過記録の提出の際は、個人名・事業所名・病院名等の情報部分は黒

塗りで消すこと。

※提出に際しては、「タイトル」と「概要」を表紙に付けること。

　 （書式自由）

　 　例　「タイトル」：「認知症高齢者への息子からの虐待対応支援」

　　　　 　「概要」　 ：対応内容を記載する中で、連携を取った関係機関・

自身の果した役割・解決内容を簡潔に記載すること。

(２００字程度)

(11) 地域連携活動等実施報告書および対応根拠書類の写し

（練馬区主任介護支援専門員研修推薦要綱に基づく提出書類）

※対応根拠過去書類の写し　⇒　１年間の間に複数回以上「企画」ま

たは「実施」していることが条件となる。（参加だけでは認められな

い。）

　　例　⇒　上記に記載のある【該当するものの例】において、当日の資

料に加え、事前より打合せに参加し、準備段階から携わり、運

営委員・班長・事例提供などを行ったことが分かる資料。（打合

せ資料等の写し。）

**６　練馬区への申込書および書類一式の提出期限**

　　平成30年８月31日（金）　必着

　　※〒176-8501

　　　練馬区豊玉北６－１２－１

　練馬区役所高齢施策担当部　高齢者支援課管理係行

※提出は、原則、郵送にてお願いいたします。

ご持参される場合は、事前に下記担当までお電話いただき、持参日時を

調整の上、練馬区役所　西庁舎３階までお越しください。

担当　練馬区高齢施策担当部高齢者支援課管理係

　　　　　　　　　　　　　　　岩方・岩田

０３－５９８４－４５８２（直通）